

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

令和 3 年度国民健康保険調整交付金の
交付（当初交付）申請について（通知）

令和 3 年度における国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 72 条の規定に基づく国民健康保険調整交付金（保健事業分を除く。）の交付（当初交付）申請については、下記により行うこととしたので、その申請手続等に遺憾のないよう取り計らわれない。

記

1 交付申請の対象

当初交付を希望する都道府県において、以下の要件を満たしていること。

(1) 普通調整交付金の申請要件

令和 2 年度において、各（目）（国民健康保険財政調整交付金、国民健康保険後期高齢者医療費支援金財政調整交付金及び国民健康保険介護納付金財政調整交付金）に係る交付実績があること。

(2) 特別調整交付金の申請要件

国民健康保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号。以下「算定省令」という。）第 6 条第 1 号ト、ヲ及び附則第 7 条第 2 号・3 号に該当すると見込まれる当該都道府県内の市町村、または、第 6 条第 2 号に該当すると見込まれる都道府県であって、別表の各様式により算定した見込額が、次に掲げる要件を満たしていること。

- ① 算定省令第6条第1号ト、附則第7条第2号・3号に該当すると見込まれる場合は、算定した見込み額が算定省令第7条第1項に定める市町村調整対象需要額の見込額の10分の2の額以上であること。
- ② 別途連絡する「令和3年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）の交付基準等について」で定める算定省令第6条第1号ヲ及び同条第2号（その他特別の事情がある場合）に該当すること。

(3) 特例調整交付金の申請要件

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）附則第20条に規定する保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営を確保するため必要があること。（暫定措置分）

2 交付申請に係る医療費等の積算方法

別表の各様式に従い、現物給付については令和2年12月診療分から令和3年3月診療分まで、現金給付については令和3年1月支給分から4月支給分までの実績に基づき積算すること。

3 特例調整交付金の交付基準額の算定方法

交付基準額の算定方法 = 令和2年6月1日現在における当該都道府県内の市町村の被保険者数（退職被保険者等を含む）合計
÷ 令和2年6月1日現在における全国の被保険者数（退職被保険者等を含む）× 予算の範囲内の額

※被保険者数については、「令和3年度予算関係資料の作成について」（令和2年6月8日付け事務連絡）様式19で報告のあった「国保加入被保険者数」（令和2年6月1日数値）とする。

4 交付申請手続

- (1) 1(2)②及び1(3)の申請要件に該当する場合の交付申請額については、予算の範囲内で算出した交付額（内示額）を別途連絡するので、同じ値を申請すること。
- (2) 市町村は、別表に掲げる算出基礎表等を作成し、所要の添付書類を添えて都道府県知事に提出すること。
- (3) 都道府県知事は、市町村から提出された算出基礎表等の審査を行い、別表に掲げる内訳表に取りまとめ、交付申請書を作成の上、令和3年7月2日（金）までに厚生労働大臣に提出すること。

別 表

交 付 申 請 書 等	様式番号	作成元
1 令和3年度国民健康保険調整交付金交付申請書	様式第1号	都道府県
令和3年度調整交付金申請金額内訳表	様式第1号附表①	都道府県
令和3年度特別調整交付金（市町村向け）申請金額内訳表	様式第1号附表②	都道府県
令和3年度特別調整交付金（市町村向け）申請金額内訳表	様式第1号附表③	市町村
2 令和3年度特別調整交付金算出基礎表		
(1) 結核性疾患及び精神病に係る療養給付費等が多額であること （算定省令附則第7条第2号・3号）	様式第2号	市町村
(2) 原子爆弾被爆者に係る療養給付費等が多額であること （算定省令第6条第1号ト）	様式第3号	市町村
3 令和3年度調整交付金算出基礎表（市町村調整対象需要額算出表）	様式第4号	市町村